

**令和3年度アジアITビジネス活性化推進事業  
企画提案仕様書**

**1 委託業務名**

アジアITビジネス活性化推進事業委託業務

**2 委託期間**

契約締結の日から令和4年3月31日まで

**3 委託業務の目的**

「アジアITビジネス活性化推進事業」補助金が広く活用されるよう、AI・IoT・ビッグデータ等の先進的な技術を持つ県内の情報通信関連企業に加え、沖縄県内での事業展開について意欲のある県外、国外の情報通信関連企業、データを活用した事業改善の意欲を持つ県内企業を対象に事業の告知等を行い、応募者の発掘に努めるとともに、補助金の交付決定を受けた者に対する助言、指導、事業の進捗管理等の支援を行う。

**4 委託業務の内容**

補助事業者等への支援に関し、次の(1)から(3)の内容について活動すること。

なお、支援活動の内容については、新型コロナウイルス感染症の影響下でも効果的・効率的な内容となるようオンライン等の活用を検討すること。

**【補助事業の概要（案）】**

※ 現時点の（案）であり、変更となる場合がある。

○ 沖縄アジアITビジネス創出促進事業

① 対象事業者

ア 県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業又は、県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業が半数以上参加しているコンソーシアムであること。

イ ITを活用し、新たなサービスを開発するに足る技術的能力を有する法人又はコンソーシアムであること。

② 対象事業

アジアを始めとした海外へ展開するための新たなサービス開発又はアジア等の海外IT企業と県内情報通信関連企業との連携・協業による国内外双方向ビジネスを目的としたソフトウェア等の開発。

③ 補助目標件数 1件以上

○ IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業

① 対象事業者

ア 県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業又は、県内に本社若しくは登記された支店を有する情報通信関連企業が半数以上参加しているコンソーシアムであること。

イ 県内の各産業と連携し、産業ニーズを踏まえITを活用した新たなビジネスモデルを構築するに足る技術的能力及び他産業との連携体制を有する法人又はコンソーシアムであること。

② 対象事業

ア 他産業における課題やニーズ、トレンド等を分析し、ITを活用してこれらの課題を解決するビジネスモデルの構築及び同モデルに係るソフトウェア等の開発

イ 上記アで開発したビジネスモデル、ソフトウェア等の効果を検証するための実証活動及び、当該活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価

③ 補助目標件数 11 件以上

○ IoT利活用促進事業

① 対象事業者

次のア又はイに該当する者

ア 県内に事業所を有する情報通信関連産業事業者(県内IT産業事業者)又は県内に事業所を有する製造、農林水産、観光等の他産業における事業者(県内他産業事業者)であること。

イ 県内IT産業事業者が参加するコンソーシアムであること。

② 対象事業

県内IT産業事業者と県内他産業事業者が連携のうえ、IoTプラットフォーム(平成30年度に沖縄県が構築)を用い、県内フィールドにおいて実施するIoT実証事業であって、実証事業終了後3年以内のビジネス化を目指すもの。

③ 補助目標件数 4 件以上

○ データ利活用促進事業

① 対象事業者

次のア又はイに該当する者

ア 県内に事業所を有する情報通信関連産業事業者(県内IT産業事業者)又は県内に事業所を有する製造、農林水産、観光等の他産業における事業者(県内他産業事業者)であること。

イ 県内IT産業事業者が参加するコンソーシアムであること。

② 対象事業

県内IT産業事業者と県内他産業事業者が連携のうえ、データの収集、分析を実施し、事業改善計画の策定を目指すもの。

③ 補助目標件数 4 件以上

○ 金融関連ビジネスモデル創出促進事業

① 対象事業者

ア 補助事業で実施した内容について、補助期間終了後も経済金融活性化特別地区を拠点とした継続的な展開を見込んだ具体的な組織化計画及び事業計画を有すること。

イ 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

② 対象事業

ア 経済金融活性化特別地区内で実施する新たな金融関連ビジネスモデルの構築

イ アのビジネスモデルの実施に必要な情報システム等の開発

ウ ア及びイで開発したビジネスモデル、情報システム等の機能や効果等を検証するための実証活動及び実証活動を通じた有用性、収益性、継続性等の分析・評価の実施

③ 補助目標件数 2件以上

(1) 補助事業者等の募集・発掘

① 受託者は、本事業補助金が広く活用されるよう、AI・IoT・ビッグデータ等の先進的な技術を持つ県内の情報通信関連企業に加え、沖縄県内での事業展開について意欲のある県外、国外の情報通信関連企業、データを活用した事業計画の意欲のある者等を対象に事業の告知、公募説明会、企業訪問等を行い、補助事業者の発掘に努めること。

② 実証活動を行うためのテストフィールドの紹介やテストベッド環境構築等に係る支援など、補助事業者の発掘に必要な環境整備に努めること。

③ 受託者は、事業目的、事業内容が明確に伝わるよう、沖縄県と協議の上、補助事業者を募集するための企画提案応募要領及び仕様書を作成し、公募すること。

④ 受託者は、本事業補助金への応募予定者に対し、事前相談等を実施し、事業計画のブラッシュアップについて支援を行うこと。

⑤ 本事業補助金への申請事業者に、事業の内容、事業の実施方法、事業の実施行程、事業工程、事業の効果及び事業に要する経費等を記載した事業計画等を提出させること。

(2) 企画提案等審査委員会の運営等

① 受託者は、補助事業者の選定に当たって開催する、企画提案等審査委員会の設置運営、書類作成等に関する事務を実施すること。

② 企画提案等審査委員会の構成員については、県と協議の上、選定すること。

③ 企画提案等審査委員会は、事業者からの応募状況に応じて臨機に開催できるよう情報産業振興課と連携を図ること。

(3) 補助事業者のハンズオン支援等

県が別に定める補助金交付要綱のほか、関係法令等に従って、補助事業者が

補助金を適正かつ効率的に執行できるよう次のような支援及び事業管理を実施すること。

- ① 補助金交付申請書、事業計画書の受付、内容確認及び補正の助言
- ② 補助事業者の事業の遂行状況の確認及び助言
- ③ 補助事業実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言
- ④ 各種専門家の助言等による、補助事業者が実施する情報システム等の開発及び収益モデルのブラッシュアップに関する支援
- ⑤ 補助対象者が開発するソフトウェア等、実証するビジネスモデル等のユーザー発掘に関する支援
- ⑥ 補助対象事業者が開発するソフトウェアの効果的な海外展開に関する支援（沖縄アジアITビジネス創出促進事業（アジアITビジネスモデル部門））
- ⑦ 沖縄県が、県内情報通信関連産業や県内他産業のIoT利活用促進、データ利活用促進を目的に整備した「IoTプラットフォーム」の調達及び補助事業者への提供（IoT利活用促進事業）  
※ IoTプラットフォームについては、運営事業者（一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター）と協議の上、IoT利活用促進事業の補助事業者に対する提供分を調達すること。
- ⑧ 補助対象事業者が実施する、データの収集・分析及び事業改善計画策定に関する支援（データ利活用促進事業）
- ⑨ 金融機関や経営支援機関との面談機会の提供や、ビジネスモデルの対象となる産業分野に関する事業者や業界団体等に対するヒアリングの実施、産業ニーズに関する情報の収集・分析など、補助事業者が構築するビジネスモデルのブラッシュアップに関する支援
- ⑩ 県内外の関連企業や本県で実施される他の実証事業などとの連携促進、各種専門家による技術的な助言等、補助事業者が実施するビジネスモデルの開発に関する支援
- ⑪ ビジネスモデルの機能や効果の検証に必要な実証活動を行うためのテストフィールドの紹介やテストベッド環境構築等に係る支援、関係者間の調整対応、実証結果の検証など、補助事業者が実施する実証活動に関する支援
- ⑫ プロモーション手法や収益モデル化の検討など、ビジネスモデルの事業化に向けた支援
- ⑬ 補助事業に関する成果報告会の実施
- ⑭ 平成30年度～令和2年度までの補助事業者が開発したソフトウェア、サービス等及び同年度の補助事業者が構築したビジネスモデルの活用状況、展開状況、効果測定等に関する追跡調査の実施
- ⑮ 令和2年度の補助事業者に対するビジネスモデルのブラッシュアップ及び事業化の支援（IT活用ビジネスモデル・テストベッド構築支援事業）
- ⑯ その他補助事業管理のために必要な事項

## 5 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版横、左綴りとする。ただし、グラフ・表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫をし、説明は簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、企画コンペ参加者数によるので、参加者を確定後に通知するものとする。

## 6 提出物について

本業務の提出物については、次のとおり、沖縄県に納品すること。

※ 提出物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。また、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

- (1) 提出部数 紙媒体で正本1部、副本1部、電子媒体（CD又はDVD）1部  
※ 電子媒体については、納品に際しウィルススキャンを行うこと。
- (2) 納品場所 沖縄県商工労働部情報産業振興課
- (3) 提出物一覧

名称	内容	提出期限
① 実施計画書	本業務の実施方法、実施体制、実施スケジュール等をまとめたもの	契約締結の日から10日以内
② 月次報告書	本業務における毎月の取組状況等をまとめたもの	翌月10日
③ 実績報告書	本業務の実施内容等を報告するもの (上記①及び②を含む)	委託業務が完了して10日を経過した日又は令和4年3月31日

## 7 提案総額の上限について

今回の企画提案については、93,188千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

## 8 積算見積について

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。  
※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。  
（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照。）

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

※ 本業務委託においては、複数の業務を総合的に取りまとめる「統括」業務は限定されることから、「統括」業務のみを行う者の従事日数は50日/年以内とすること。

※ 参考（沖縄県見積基準日額）

統括担当者(49,900円)、専門員A(36,500円)、専門員B(27,900円)

- 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。
- 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。
- 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

(ア) 補助員人件費

※ 参考（非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程）

行政職給料表1号給（時給930円）

注）健康保険料、厚生年金保険料等の事業者負担分及び通勤手当等の諸手当は別途。

- 補助的又は定型的な業務に従事する。

(イ) 旅費

(ロ) 会場費

(ハ) 謝金

(ニ) 使用料・賃借料

(ホ) 消耗品費

(ヘ) 印刷製本費

(ト) 通信運搬費

(ケ) その他必要経費（※ 内訳等を明らかにすること。）

ウ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせるために必要な経費。

エ 一般管理費

「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」の100分の10以内とすること。

オ 消費税

（「ア 直接人件費」＋「イ 直接経費」＋「ウ 再委託費」＋「エ 一般管理費」）×100分の10

**【再委託の禁止について】**

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせること

ができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- 契約の主たる部分
  - ・ 契約金額の 50 % を超える業務
  - ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
  - ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

#### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

#### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせことのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- 再委託により履行することのできる業務の範囲
  - ・ 契約金額の 50 % を超えない業務
  - ・ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

#### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

- その他、簡易な業務の範囲
  - ・ 資料の収集・整理
  - ・ 複写・印刷・製本
  - ・ 原稿・データの入力及び集計
  - ・ その他、県が簡易と決定した業務

### 9 契約保証金について

本業務委託契約を締結する際に、委託事業者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
  - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）もしくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共団体等と随意契約（公益を目的とした者に限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (8) 電気、ガス、水の供給もしくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約もしくは国が指定した相手方と契約するとき。
  - (9) 不動産の買入れ又は不動産もしくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (10) 県の業務に係る放送、公告、調査、研究、計算、鑑定、訴訟等を随意契約で委託する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
  - (11) 資金を貸し付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
  - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。